

広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業 仕 様 書

1 掲載場所等

広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町山北 54 番地 2）施設内の次表に掲げる場所
（単位：m）

掲 載 場 所	掲載範囲 （支柱及び壁面の面積）	支柱及び壁面の材質
待合ホール支柱	高さ3のうち、高さ1.1から天井部分までの1.9×円周3.45	コンクリート(白色)
電算登録室1北西壁面	フロアレベル1.7から高さ1.1×幅2.5	石膏ボード+不燃クロス貼(緑色)
適正検査室1北東壁面	フロアレベル1.17から高さ1.1×幅1.6	石膏ボード+不燃クロス貼(白色)

2 貸付期間（広告掲載期間）

令和4年11月1日から令和8年10月31日まで（4年間）
※更新はしません。

3 広告掲載事業者の業務

- （1） 広告主の募集及び広告の内容に係る対応
- （2） 広告の制作，設置，撤去及び維持管理並びに原状回復

4 広告の規格及び掲載方法等

- （1） 広告サイズは上記1の面積の範囲とし，ポスター形式（パネル使用可）とするものとします。広告の掲載場所については，上記1の範囲とし，具体的な場所は協議の上決定します。
- （2） 広告の掲載方法は，シールによる貼付，ビスどめ及び吊るし等による簡易な工法とし，県有資産の現状を大幅に変更することは，原則として認めません。
広告の掲載方法は，原状回復や強度の確保及び壁面材質等を考慮した方法を採用することとし，具体的な方法については協議のうえ決定します。
- （3） 広告の出幅については，支柱及び壁面から50mm以内とするものとします。
- （4） 広告掲載事業者は，「広告欄」等の文言を記載するなどの方法により，当該場所が広告欄であることを明示してください。
- （5） 広告の内容に関する責任を明確にするため，広告掲載する壁面に広告主の名称，所在地及び電話番号等の必要な事項を表示してください。

5 遵守事項

広島県広告取扱要綱，広島県広告取扱基準，広島県東部運転免許センター施設内支柱及び壁面広告掲載事業募集要領及び本仕様書に定める事項について了承のうえ，履行してください。

なお，広告掲載の契約を締結する際に，契約を行う相手方から誓約書（様式第10）を提出させ，広告掲載承認申請書（様式第7）に添付してください（承認を得た広告の内容の全部又は一部を変更する場合は除きます。）。

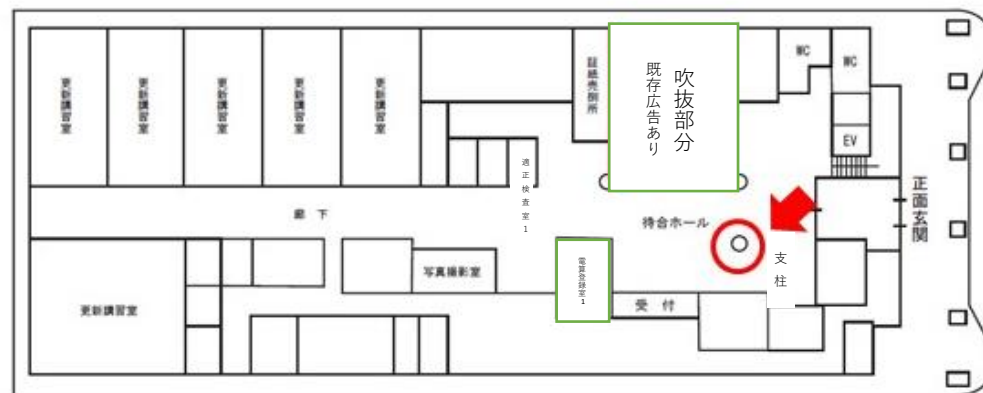
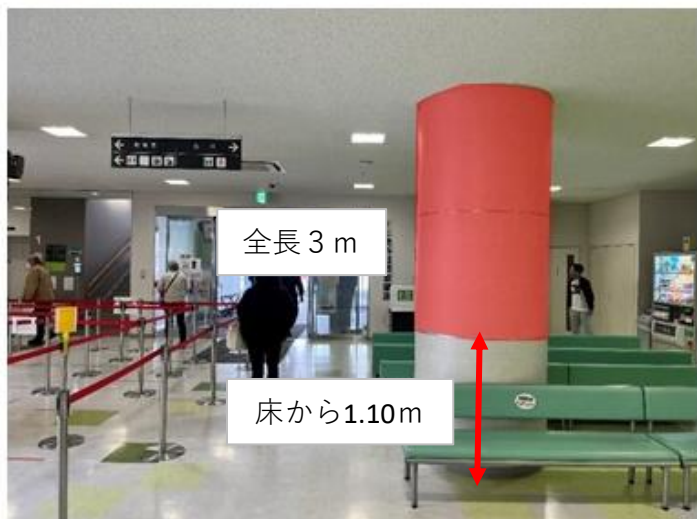
6 掲載に適さない広告

広島県広告取扱要綱，広島県広告取扱基準のとおり。

7 掲載場所の詳細

別紙のとおり

広告箇所①



高さ1.90m × 円周3.45m

①6.555m²

広告箇所②



H1.10m × W2.50m

②2.75㎡

広告箇所③



H1.10m × W1.60m

③1.76m²